

## 嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練に対する意見書

去る5月20日午後2時30分頃から、嘉手納基地内で嘉手納基地所属の第31救難中隊と第320特殊戦術中隊が、事前通告なくパラシュート降下訓練を強行した。

米軍普天間飛行場から飛来した海兵隊のCH46中型輸送ヘリから、兵士27人が相次いで飛び降り、北側滑走路付近に降下した。

米軍の説明では、例外的な措置とする一方で、「伊江島での降下訓練の成功率は低い」「嘉手納基地は日本政府に了承された降下地帯」として、今後も嘉手納基地内でパラシュート降下訓練が継続されることを示唆した。

パラシュート降下訓練は、過去に読谷村で何度も事故が起き、犠牲者も出するなど一歩間違えれば基地外に降下し、周辺住民に被害を及ぼすことも起こりえた。

米軍は、パラシュート降下訓練を「例外的」や「運用上の理由」を盾にして嘉手納基地内でパラシュート降下訓練を当然の如く恒常化することは到底容認できない。

さらに、嘉手納基地周辺住民は日常的に常駐機だけでなく、外来機の飛来による航空機騒音に悩まされ、精神的、身体的に被害を被っている。この様に、異常で過密状態の基地運用は、事件事故等多発し、米軍再編協議における負担軽減とは逆行するものである。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練を、今後一切行わないこと。
- 2 基地の機能強化を止め、負担軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年5月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長